

金沢市 地域コミュニティ活性化推進計画

2018



金沢市

平成 30 年 2 月

(令和 4 年 10 月 改定)

はじめに

近年、地域で支え合う力が弱まりつつあるといわれる中、ここ金沢では歴史的に、近隣の人々が心を通わせ、良き隣人関係の構築をめざす「善隣思想」が、市民の間に脈々と受け継がれております。

今後、ますます重要となる福祉、環境、教育、安全・安心などの諸課題の解決・前進を図り、本市が世界の交流拠点都市を目指していくには、これを支える地域コミュニティの醸成・充実と市民協働のまちづくりを進めていくことが不可欠であります。

そのため、本市では、平成29年3月に、「金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例」を制定し、今年度は、条例に基づき地域コミュニティの活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「地域コミュニティ活性化推進計画」を策定しました。

本計画では、これからの5年間で目指す地域コミュニティの目標と将来像などを定め、次年度からは、その実現のため、部局横断で具体的な施策を展開することによって、地域コミュニティの更なる醸成と充実に取り組んでまいります。そのためにも皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、地域コミュニティ活性化推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査を共同で実施していただいた大学関係の方々、アンケート調査にご協力いただいた町会長の皆様心より感謝を申し上げます。

平成30年2月

金沢市長 山野之義



金沢市地域コミュニティ活性化推進計画 目次

第1 金沢市地域コミュニティ活性化推進計画の策定の趣旨

1 策定の背景と目的	1
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	3

第2 本市の主な取組

1 地域コミュニティ関係条例	4
2 これまでの地域コミュニティ関係施策	6

第3 本市の地域コミュニティにおける現状と課題

1 町会加入率の推移	8
2 地域コミュニティの課題と取り組むべき事項	9

第4 本市の地域コミュニティの将来像と基本方針等

1 本市の地域コミュニティの将来像	11
2 施策の基本方針	12
3 重点分野	13

第5 金沢市地域コミュニティ活性化推進計画の具体的施策と推進体制

1 今後取り組むべき具体的施策	15
2 施策の推進体制	19
3 目標設定	21

第6 資 料

1 金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会委員及び検討経過	22
2 町会長アンケート調査の概要と結果分析	24
3 地域団体等からの意見	38
4 金沢市地域コミュニティ活性化推進条例（全文）	41

第1 金沢市地域コミュニティ活性化推進計画の策定の趣旨

1 策定の背景と目的

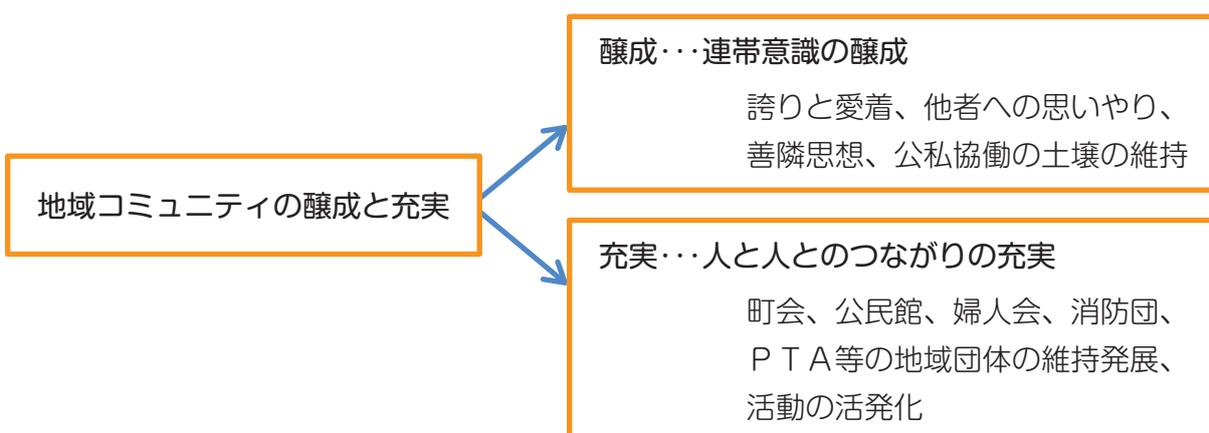
本市は、城下町の歴史や文化、恵まれた自然等の中で育まれた豊かな人間性や高い連帯意識と相互扶助の精神、善隣思想に基づき、それぞれの地域で住民により組織された団体が自発的に特色ある活動に取り組んできた。そのことにより、人と人との絆で結ばれた地域コミュニティが形成され、相互に力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた。

しかしながら、近年、核家族化や少子高齢化の進行、生活様式の変化等に伴い、町会に加入する住民の割合や地域活動に参加する住民の減少が進み、地域住民相互のつながりの希薄化が危惧されている。

一方で、現代は、子育てや高齢者への生活支援、災害時における要援護者への安否確認等による被害の軽減その他地域社会における生活上の重要な課題に対応するためには、自助や公助だけでは限界がある。相互の協力と支え合いによる共助が必要不可欠であり、その土台としての地域コミュニティの重要性が一層増している。

本市は、地域コミュニティの活性化を推進することにより、地域コミュニティの醸成と充実を図り、金沢を将来にわたり地域住民が誇りと愛着をもって暮らすことができるまち、そして、思いやりのある心があふれるまちとしていくため、平成29年3月に「金沢市地域コミュニティ活性化推進条例（略称）」を制定した。

本計画は、条例に基づき、地域コミュニティの活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものである。



2 計画期間

2018年度から2022年度まで

「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」の計画期間（2013年度から2022年度まで）に合わせ、2018年度から2022年度までの5年間を本計画の計画期間とする。



協働のまちづくりチャレンジ事業の採択団体によるイベントの様子

3 計画の位置づけ

「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」の分野別の計画の一つである「金沢市新協働推進計画」の趣旨を踏まえ、「金沢市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティに焦点を当てた計画として、策定するものである。

計画に基づき、地域コミュニティの活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

〈計画の位置づけ（体系図）〉

新たな都市像「世界の交流拠点都市金沢」（平成 25(2013)年度～ 34(2022)年度）
重点方針 5. コミュニティ
（あらゆる世代に対応した新たなコミュニティの形成）

- 様々な分野において、市民やNPOなどがまちづくりに主体的に関わる環境を整える
- 生涯学習機能を強化し、世代間の交流を通じた共に支え合う社会の形成
- 防災・福祉・環境・教育分野における諸課題を解決し、前進

世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画（平成 25(2013)年度～ 34(2022)年度）
〔主要施策〕

- ひとづくり～未来を育む～
（子育て環境の充実、特色ある教育の推進、地域の担い手づくり）
- 環境づくり～自然と共に生きる～
（循環型社会の形成、安全で快適な生活環境の保持）
- くらしづくり～安心して暮らせる～
（防災体制の強化、保健・医療・福祉拠点の連携・充実）
- 絆づくり～協働を進める～
（市民協働の推進、学生の地域活動の促進、コミュニティ活動への支援）

金沢市新協働推進計画（2016年度から2020年度）

〔将来像〕 自立した市民との交流・連携による協働のまちづくり

〔基本方針〕

- (1) 市民等の育成や活動の支援
- (2) 市民等の交流や連携の促進
- (3) 市民等に向けた情報の収集と提供

地域コミュニティ活性化推進計画

計画期間：2018年度～2022年度

第2 本市の主な取組

1 地域コミュニティ関係条例 (文章は、条例第1条(目的)を記載)

○金沢市旧町名復活の推進に関する条例

(平成16年3月制定)

旧町名の復活について、市及び市民の責務、基本となる事項等を明らかにし、旧町名の復活を推進することにより、地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図り、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

○金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

(平成17年3月制定)

本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

○金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例

(平成18年3月制定)

これまで地域における住民の憩いと語らいの場として親しまれてきた広見等のコミュニティ空間の保存及び活用について、基本理念を定め、並びに市、市民、町会その他の地域団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、コミュニティ空間の保存及び活用を図るための基本となる事項等を定めることにより、本市の個性と魅力の一つであるコミュニティ空間を次世代に継承し、及び地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

○集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例(※)

(平成20年3月制定)

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進について、その基本理念、集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者及び市の役割、基本となる事項等を明らかにすることにより、集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

※「金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例」(平成29年3月制定)の制定をもって廃止

○金沢市における学生のまちの推進に関する条例

(平成22年3月制定)

学生のまちとしての本市の個性と魅力を磨き高めるまちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに学生、市、市民、町会その他の地域コミュニティに関する活動に係る団体、高等教育機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、総合的に学生のまちの推進を図り、もって健全で活力に満ちた地域社会の実現と本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

○金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例

(平成29年3月制定)

本市における地域コミュニティの活性化の推進について、基本理念を定め、並びに市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。



2 これまでの地域コミュニティ関係施策

○コミュニティセンターの整備及びコミュニティ活動推進用具購入にかかる補助

(コミュニティセンター：昭和54年度から、コミュニティ活動推進用具：平成7年度から)

町会のコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの建設や修繕に補助するとともに、太鼓や子供みこしなどの活動用具の購入、活動を周知する掲示板の設置、町会のシンボルとなる町旗の作成等に対して、補助する。

○旧町名継承まちづくり協定事業（平成16年度から）

貴重な歴史的文化資産である旧町名を復活した町会が、固有の歴史、伝承等の継承その他の取り組みといったまちづくり活動を実施する場合、市長と協定を締結し、市が財政的支援を行う。

○学生等雪かきボランティア事業（平成18年度から）

地域住民による除雪を学生や社会人のグループが支援すると同時に、若い世代の社会参加を促進し、世代間交流により地域コミュニティの活性化を図る。

○あんしんコミュニティ集合住宅認証制度（平成20年度から）

集合住宅の住民を含む地域住民相互の連帯意識を醸成するため、コミュニティ組織の形成に配慮された集合住宅を市が公的に認証する。

○コミュニティ相談窓口の設置（平成20年度から）

町会区域の問合せへの対応や町会運営にかかる課題について、町会長や町会員からの相談を受け、コミュニティ相談員が電話または窓口（市民協働推進課内）において、助言等を行う。

○協働のまちづくりチャレンジ事業（平成23年度から）

NPO等の市民活動団体や町会等の地域団体、学生団体などが、創意と工夫をもって、まちづくり企画を公開プレゼンテーションのもと提案し、市と協働してまちづくり活動に取り組む。

○金沢学生のまち市民交流館の設置（平成24年9月開館）

まちなかにおける学生と市民の交流の場、まちづくり活動に関する情報交換の場及び学習の場として、学生とまちとの関係を深めるとともに、自主的なまちづくり活動に対して支援を行う。

○かなざわコミュニティ・コーディネーター育成事業（平成27年度から）

多くの市民がまちづくり活動に参加し、多様な担い手とともに地域課題を解決する協働社会をつくるため、地域と市民活動団体などをつなぎ、また、協働に関する助言等を行う人材を養成する。

○地域コミュニティ活性化モデル事業（平成29年度）

町会加入率の向上を図る広報や啓発、交流事業のほか、地域コミュニティの活性化を図るイベントの開催などといった他の町会のモデルとなる先進的な取り組みを支援する。

○町会加入促進ハンドブックの作成（平成29年度）

藩政期に由来する金沢の町会の歴史や加入のメリットなどをわかりやすく表した「金沢の町会加入のご案内」を作成し、転入者やマンション住民などに配布して、町会への加入を呼びかける。

など



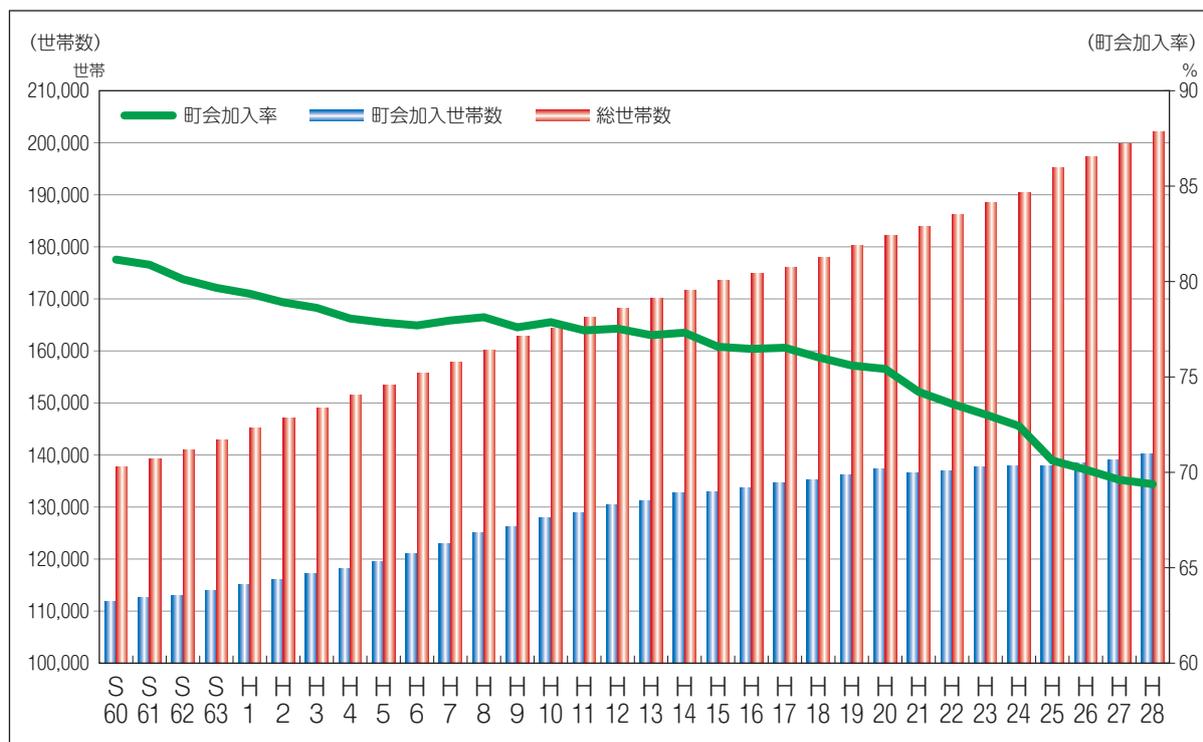
かなざわコミュニティ・コーディネーターによる共創のまちづくりサロンの様子

第3 本市の地域コミュニティにおける現状と課題

1 町会加入率の推移

町会加入世帯数は増えているものの、町会加入率は減少傾向が続いている。

1985年(昭和60年)：81.2% → 2017年(平成29年)：69.2%



※上記表のうち、

- ・町会加入率は、町会加入世帯数／総世帯数。
- ・なお町会加入世帯数は、金沢市町会連合会からの数値、総世帯数は、住民基本台帳世帯数に基づく。



2 地域コミュニティの課題と取り組むべき事項

(1) 町会その他の地域団体への加入の減少傾向に歯止めをかけ、地域活動への参加を促進

町会加入率は減少傾向が続いており、また、町会長アンケート（平成29年(2017年)7月実施。「第6 資料」参照）においても、町会長が加入を働きかけても、加入しないという人が増えている。

しかしながら、福祉、環境、教育、安全・安心など、住民の身近な諸課題の解決には、多くの地域住民が連帯して解決する、いわゆる「地域力」をより向上していく必要がある。

そうしたことから、町会をはじめとする地域団体の役割や現代的意義を、これまで以上に説明して理解を促し、加入してもらえるような取り組みを実施する必要がある。

また、ICT（情報通信技術）を活用した地域活動への参加の呼びかけや周知のほか、事業者が地域貢献として地域活動へ協力することを促す取り組みなども有効と考える。

(2) 町会その他の地域団体の担い手不足を解消し、組織体制を強化

町会長アンケートによれば、前回のアンケート（平成18年(2006年)実施）に比べ、町会長を務める住民が高齢化し、40歳台以下の若い町会役員のいる町会は4割に満たないことが分かった。

それと符合するように、町会活性化に必要なものというアンケートの間では、「リーダーとなる人材」、「若年層の地域参画」という回答が、いずれも6割を越えている。

これを踏まえ、若い年齢層が地域コミュニティに参画するためのきっかけをつくるとともに、将来の地域コミュニティを担うリーダーを育成する必要がある。

また、町会その他の地域団体が直面する様々な地域課題に対して、助言やサポートを行う拠点を設けるなどの施策を実施する必要がある。

(3) 従前からの地域活動の充実に加え、新たな活動に取り組むなど、地域活動を活発化

町会長が輪番制などの理由から、町会長の通算従事年数が2年以下の町会が7割弱であるなど、任期が短い傾向が見られる。そのことにより、町会運営や活動を活発化するノウハウや経験が蓄積されにくい状況がうかがえる。

このことが誘因となり、「事業内容が形骸化している」、また、「地域住民の活動に対する関心が低下」といった状況となっている（いずれも約7割のアンケート回答）ものと考えられる。

一方で、独自に地域課題の解決や活性化に向けた取り組みを始めた町会もあり、そうした取り組み事例を紹介したり、財政的に支援する施策を実施する必要がある。

とりわけ、金沢のまちの個性である文化といった視点で、地域活動を活発化させるような支援策は有効である。

(4) 町会その他の地域団体が単体ではなく、様々な主体と連携して取り組む協働の文化が定着

町会は、防災訓練や子どもの見守りといった地域課題に対して、様々な地域団体や組織と連携して取り組んでいることが明らかになった。しかし、商店街、企業、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体、学生団体などとの連携は十分ではない。

町会が地域で活動する団体や組織といわゆる協議会といった形を組織して、地域課題に取り組んだ場合、「効果が望めそうである」とのアンケート回答が6割近くあり、多様化している地域課題に対して、町会その他の地域団体が、様々な主体とより連携して取り組んでいくことが有効と考える。

地域課題に対して、協働して取り組むことにより、地域コミュニティが活性化していくスタイルが、金沢の文化となるような協働社会を目指す。



第4 本市の地域コミュニティの将来像と基本方針等

1 本市の地域コミュニティの将来像

(1) まちへの愛着が深まり、市民が地域の活動に主体的に参加している

歴史や文化、風土により培われた金沢独自の地域コミュニティについて、市民が理解、認識し、町会等の地域団体の運営や活動に積極的に参加または能動的に関わっている。

(2) 地域を担う組織体制が強化されている

今後の少子高齢社会の進展においても、町会等の地域団体の組織を担う人材が、多様な年代で充足され、将来的にも持続可能な運営体制が整っている。

(3) 地域コミュニティが活発な活動を展開している

福祉、環境、教育、安全・安心といった生活上の重要な分野のほか、文化など新たな分野での取組等により、地域活動に住民や事業者のほか、多様な主体が、生き生きと参加し、活動している。

(4) 地域コミュニティと行政、市民活動団体、学生等との連携と協働が深まっている

町会等の地域団体の単体だけでは解決できない課題に対して、市、NPO等の市民活動団体、事業者、学生等が連携して解決を図る協働体制が構築されている。



2 施策の基本方針

基本方針1 地域コミュニティの醸成

金沢独自の地域コミュニティについて周知し、理解を深めることで、人と人とのつながりの重要性についての意識向上を図り、町会加入率の向上や地域活動への参加を促進していく。

基本方針2 コミュニティ組織への支援

地域コミュニティにおけるリーダーとなる人材を養成するとともに、組織の運営について助言やサポート、支援措置などを拡充することで、町会その他の地域団体が、持続的に発展するよう取り組む。

基本方針3 コミュニティ活動への支援

これまでの福祉、環境、教育、安全・安心、まちづくりといった地域活動について、さらに活発化するよう支援する一方、金沢のまちの個性である文化など、新たな分野で地域活動を支援し、活性化を図る。

基本方針4 市民協働の推進

総合的に地域コミュニティの活性化を図っていくため、町会その他の地域団体、NPO法人等の市民活動団体、事業者、学生及び行政など、地域を支える多様な団体及び組織との連携を推進し、協働体制を強化する。



3 重点分野

基本方針の実現に向けて、市政の重要課題である以下の重点分野を中心に施策を展開し、地域の課題解決を図る。

これらの重点分野は、市民の地域生活に広く関わる課題であることから、その解決を通じて、市域全体の地域コミュニティの醸成と充実、活性化を図っていく。

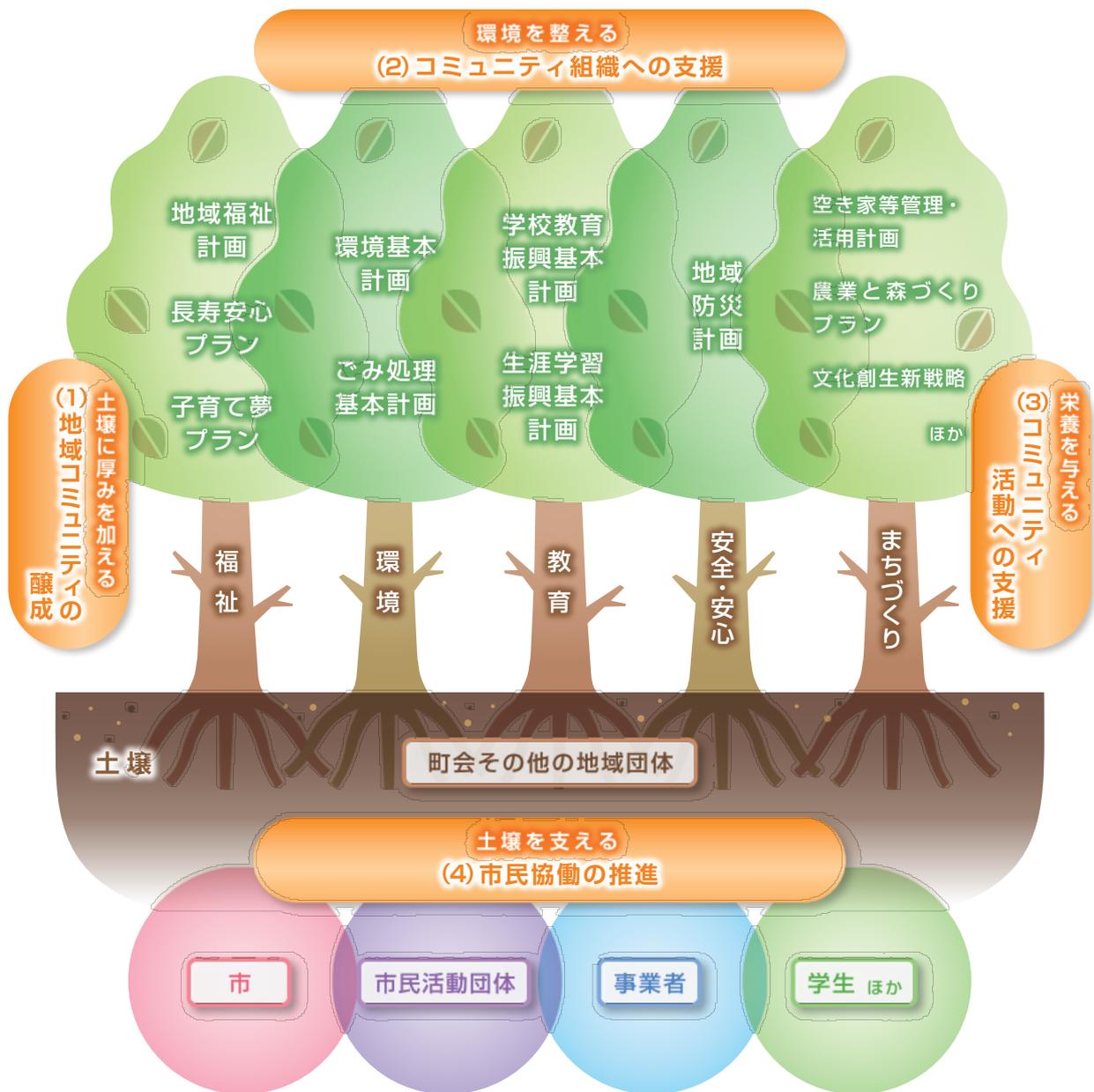
福祉、環境、教育、安全・安心、まちづくり



学生等雪かきボランティアの様子

□基本方針と重点分野（イメージ図）

金沢市地域コミュニティ活性化推進計画



第5 金沢市地域コミュニティ活性化推進計画の具体的施策と推進体制

1 今後取り組むべき具体的施策

基本方針1 地域コミュニティの醸成 8事業

事業名	事業概要	所管する課
次期地域コミュニティ活性化推進計画策定事業	地域コミュニティの醸成と充実を図るため、社会情勢の変化に対応した次期計画を策定	市民協働推進課
地域コミュニティICT化推進プロジェクト事業	地域の情報共有と発信、若い世代の町会活動への参加促進を図るため、町会活動等のICT化を推進	市民協働推進課
旧町名復活事業	地域への誇りと愛着、連帯意識を醸成するため、藩政期の旧町名を復活	市民協働推進課
学生のまちなか居住・地域活動促進事業	学生のまちなか居住を奨励し、学生のまちづくりや地域活動等への参加を推進	市民協働推進課
町会加入促進事業	市民課窓口等での町会加入連絡票の配布や、不動産関係団体との協定を活かした取り組みなどにより町会加入を促進	市民協働推進課
地域連携若者起業家支援事業	町会や商店街と連携し、地域に密着したコミュニティビジネスを起業する若者を支援	産業政策課
夢ある公園再生・活用事業	地域コミュニティの醸成や子育て支援に資する公園再整備を推進	緑と花の課
地域福祉意識醸成事業	善隣思想の普及啓発及び善隣館活動の担い手育成のため、講座等を実施	福祉政策課

基本方針2 コミュニティ組織への支援 29事業

事業名	事業概要	所管する課
校下(地区)町会連合会運営支援事業	町会加入促進に向け、校下(地区)町会連合会の運営に対し支援	市民協働推進課
コミュニティセンター整備支援事業	コミュニティセンターの新築等に対し支援	市民協働推進課
市民活動サポートセンター運営事業	地域団体や市民団体の活動を支援する拠点を運営し、市民活動をサポート	市民協働推進課
地域コミュニティサポートデスク運営支援事業	市役所内に町会連合会のコミュニティアドバイザーを配置し、町会の加入促進等の相談に対応	市民協働推進課
地域コミュニティ運営体制支援事業	地域団体等からなる会議を設置し、地域コミュニティの醸成・充実策の実施状況を検証	市民協働推進課
町会連合会運営支援事業	町会連合会の運営に対し支援	市民協働推進課
納税奨励金交付事業	納税協力会に奨励金を交付	税務課
老人憩の家等管理運営委託事業	老人憩の家等の施設整備に対し支援	福祉政策課
国民健康保険納付奨励金交付事業	各保険区の納付組合に納付奨励金を交付	医療保険課
児童館管理運営委託事業	地区児童館の管理運営に対し支援	子育て支援課
児童館施設整備委託事業	児童館の施設整備に対し支援	子育て支援課
地区児童館感染症防止対策事業	地区児童館における感染症防止対策に対し支援	子育て支援課
児童クラブ運営委託事業	放課後児童クラブの管理運営に対し支援	子育て支援課
児童クラブ施設整備支援事業	児童クラブの施設整備に対し支援	子育て支援課
児童クラブ感染症防止対策事業	児童クラブにおける感染症防止対策に対し支援	子育て支援課
児童クラブ移転促進支援事業	児童クラブの定員増や耐震化のための移転促進に対し支援	子育て支援課
要介護者ごみ出しサポート事業	要介護や障害者等の世帯のごみ出しを支援し、負担を軽減	ごみ減量推進課
道路除排雪機械購入支援事業	小型除雪機械及び消雪用水中ポンプの購入を支援	道路管理課
消雪装置設置支援事業	町会等の地域団体による消雪装置の設置等に対し支援	道路管理課
地域除排雪活動支援事業	雪害対策本部設置時に町会で実施した機械除排雪活動に対し支援	道路管理課
公衆街路灯電気料金等支援事業	公衆街路灯の電気料や修繕に対し支援	危機管理課
地区公民館運営委託事業	地区公民館の管理運営に対し支援	生涯学習課
地区公民館施設整備事業	地区公民館の施設整備に対し支援	生涯学習課
地区公民館感染症防止対策事業	地区公民館における感染症防止対策に対し支援	生涯学習課
消防団充実強化促進事業	地域防災活動等の強化に向けて、消防団の災害即応体制を支援	消防総務課
消防団機械器具置場等整備支援事業	消防団の施設整備に対し支援	消防総務課
消防団強化対策事業	大規模災害での災害弱者への対応や防火広報活動の拡大のため、女性消防団員の増員など消防団団本部の活動を強化	消防総務課
消防団ポンプ車等購入支援事業	消防団の車両更新に対し支援	消防総務課
木造建築物密集地域防災対策支援事業	木造建築物密集地域における町会による共同消火器の設置を支援	予防課

基本方針3 コミュニティ活動への支援 29事業

事業名	事業概要	所管する課
市民活動DX推進事業	市民活動のDX化に向けたデジタルハンドブックを作成	市民協働推進課
地域コミュニティ活性化事業	活性化プランの策定や活性化事業に取り組む町会等に対し支援	市民協働推進課
コミュニティ活動推進用具購入支援事業	コミュニティ活動に必要な用具等の購入や修繕に対し支援	市民協働推進課
学生のまち地域推進団体支援事業	学生、住民、高等教育機関が行う地域活性化のための取り組みに対し支援	市民協働推進課
地域運営交通支援事業	公共交通不便地域において、住民主体で運営するバス等の運行を支援	交通政策課
商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業	商店街が地域住民との交流を目的として実施するイベント開催等を支援	商工業振興課
商店街多様な人材活用推進モデル事業	商店街が学生団体やコミュニティ組織等と連携して地域課題解決や活性化を図るモデル事業を実施	商工業振興課
中山間地域活性化拠点施設運営事業	中山間地域の活性化や魅力発信につながる交流拠点の管理運営及び交流事業の実施	文化政策課 農業水産振興課
元気な中山間地域づくり支援事業	中山間地域活性化計画に基づく地域の取り組みを支援	農業水産振興課
地域連携獣害防止対策支援事業	町会等が実施する獣害防止対策の取り組みに対し支援	農業水産振興課 森林再生課
里山管理活動支援事業	地域団体等が実施する里山の保全・管理活動に対し支援	森林再生課
善隣館いこいの広場事業	複数の善隣館による地域共生型の居場所づくり事業を実施	福祉政策課
児童クラブICT化推進事業	業務のICT化の推進などに必要な経費を支援	子育て支援課
地区児童館ICT化推進事業	ホームページの作成やオンライン環境の整備など児童館のICT化を推進	子育て支援課
こどもの未来創造地域活動推進事業	児童の保護者など地域住民の積極的な参加により地域での子どもの見守りの輪を広げ、次代の子ども達の育成を図る	子育て支援課
古紙集団回収奨励金交付事業	古紙の集団回収に対し奨励金を交付	ごみ減量推進課
古紙回収助成金交付事業	地域での循環型集団回収を堅持するため、古紙回収業者に係る経費を支援するとともに分別方法を周知・啓発	ごみ減量推進課
資源回収奨励金交付事業	アルミ缶等の資源回収に対し奨励金を交付	ごみ減量推進課
古紙回収保管庫設置支援事業	古紙回収保管庫の設置に対し支援	ごみ減量推進課
ごみステーション器材設置支援事業	ごみステーション器材の設置に対し支援	ごみ減量推進課
地域の交流拠点地区形成事業	田園・中山間地域における地域コミュニティの維持・再生に向けた交流拠点づくりを検討	都市計画課
地域連携空き家等活用支援事業	地域団体の空き家活用等に対し支援	住宅政策課
通学貸切バス運行費支援事業	保護者等が運行委託する通学貸切バスの運行費に対し支援	教育総務課
公民館魅力向上推進事業	公民館情報発信アプリの導入など、地域住民のニーズに応える地区公民館の先進的な活動を支援	生涯学習課
地区公民館コミュニティ活性化支援事業	地区公民館ごとに特色のある事業の企画運営に対し支援	生涯学習課
生涯学習団体バス借上費支援事業	公民館、婦人会、育友会等がバスを利用して行う生涯学習活動を支援	生涯学習課
地域SDGs学級運営委託事業	地域の学級が自ら目標を掲げて通年型の学習プログラムを作成し学級を運営することを支援	生涯学習課
地区公民館ICT化推進事業	地区公民館におけるICTを活用した取り組みを支援	生涯学習課
消防団ICT化推進事業	消防団事務のデジタル化を促進	消防総務課

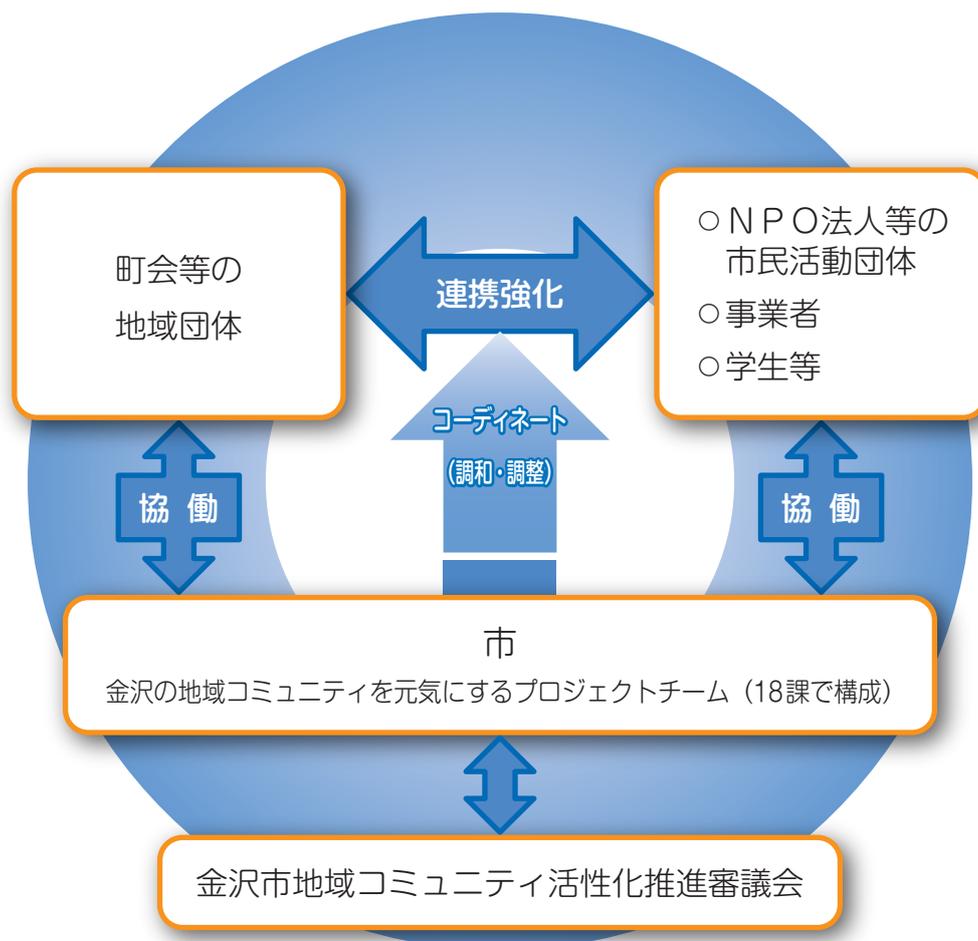
基本方針4 市民協働の推進 28事業

事業名	事業概要	所管する課
まちづくり共創・協働マッチング事業	団体間のパートナーシップ創出に向けたマッチング事業の開催及び市民協働による地域課題の解決に向けたプラットフォームの構築	市民協働推進課
シビックテック推進事業	ICTを活用したまちづくりや地域の課題解決に取り組むシビックテック活動を推進	市民協働推進課
学生まちづくりプログラム事業	首都圏在学の県内出身の学生と市内在学の学生が交流・連携し、地域課題の解決に向けてまちづくり提案を実施	市民協働推進課
協働のまちづくりチャレンジ事業	まちづくり企画を公募し、行政との協働により施策を実施	市民協働推進課
学生等雪かきボランティア事業	学生等による雪かきボランティアを実施	市民協働推進課
「ともに考えようまちづくりミーティング」開催事業	地域の身近な課題について、住民と行政が話し合う場を設け、協働のまちづくりを推進	広報広聴課
市民リポーター事業	市民がSNS等を活用して市政情報や本市の魅力を発信	広報広聴課
公共交通利用促進事業	市民団体と協働し、市民向けに公共交通利用促進の情報を発信	交通政策課
歩けるまちづくり推進事業	地域住民と連携し、歩けるまちづくりを推進	歩ける環境推進課
休耕田活用協働モデル事業	休耕田を貯水用施設として活用するモデル事業を地域と協働で実施	農業基盤整備課
地域女性リーダー育成事業	町会等の地域活動における女性リーダーを育成	ダイバーシティ人権政策課
地域福祉ボランティア促進事業	地域における福祉活動を促進するため、ボランティア活動に応じてポイントを付与する事業を実地	福祉政策課
認知症高齢者地域見守りネットワーク事業	認知症高齢者の早期発見のため、小型タグ等を活用した地域見守りネットワークを構築	福祉政策課
いきいきシニア介護支援ボランティアポイント事業	高齢者の生きがいづくり、健康づくりを推進するため、高齢者入居施設でのボランティア活動実績に対してポイントを付与	介護保険課
かなざわユースプロジェクト推進事業	ユースコラボ事業等を活用し、青少年の地域活動への参画を促進	青少年健全育成センター
まちづくり協定地区活性化支援事業	町会等が実施するまちづくり協定の周知活動等を支援	都市計画課
市民協働河川・公園愛護推進事業	河川・公園愛護団体が行う除草等の活動を支援	内水整備課 緑と花の課
緑豊かなまちづくり促進事業	地域住民や企業等と連携し、緑化活動や公園管理を推進	緑と花の課
道路愛護サポート事業	町会等の地域団体が歩道、側溝等の清掃や除草等を行う際に用具の支給等の支援を実施	道路管理課
かなざわコミュニティ防災士活動推進事業	かなざわコミュニティ防災士ネットワークの活動を支援	危機管理課
かなざわコミュニティ防災士活用事業	かなざわコミュニティ防災士と連携し、小学校の児童を対象とした防災教育を実施	危機管理課
かなざわコミュニティ防災士育成強化事業	地域防災のリーダーとなるコミュニティ防災士の育成を強化	危機管理課
自主防災組織資機材等支援事業	自主防災組織に必要な防災資機材等の整備に対し支援	危機管理課
コミュニティ・スクール推進事業	学校と地域が連携して学校運営を行うコミュニティ・スクールを実施	学校職員課
地域連携家庭教育支援事業	地域・家庭・学校が連携・協働して子供を育む活動を推進	生涯学習課
住宅防火対策事業	住宅用火災警報器の設置及び維持管理を促進 (改) 地域や民間事業者と連携し、警報器の設置・更新環境を整備	予防課
応急手当普及啓発事業	地域において応急手当の普及を担うリーダーを養成	警防課
看護学生応急救護活動事業	大規模災害時に備え、看護学生と連携した救護体制を構築	警防課

2 施策の推進体制

町会、公民館、婦人会、消防団などの各地域団体と関係各課が協働するほか、NPO法人等の市民活動団体、事業者、学生等との連携を強化するようコーディネート（調和・調整）することにより、施策の推進を図る。

【イメージ図】



(1) 地域コミュニティ活性化推進計画と各部門の計画等との整合

庁内部局横断による「金沢の地域コミュニティを元気にするプロジェクトチーム」（市長部局及び教育委員会、消防局の計18課で構成。平成29年6月設置）を構成する課を中心に、各課が所管する計画との整合を図る。

(2) 地域コミュニティ活性化推進審議会による進行管理

計画期間の上半期（概ね3年）及び計画期間の終了後、目標設定（後述）の進捗状況をはじめ、施策の効果・検証、新たな地域課題等を把握する。その他、必要に応じて、審議会を開催し、意見を求める。

(3) 庁内プロジェクトチームによる部局間の連絡調整

庁内部局横断の「金沢の地域コミュニティを元気にするプロジェクトチーム」の構成各課と連携を図り、重点分野を中心に総合的に計画を推進する。



3 目標設定

目標1 ～地域コミュニティの醸成～

町会加入率を下げ止め、上昇局面へ展開

町会加入率は、毎年の減少傾向に歯止めをかけ、上昇局面へ転換させる。

年・月	(参考)2012年4月	2017年4月	(目標)2023年3月
町会加入率	72.4%	69.2%	72%程度

※上記表のうち、

- ・町会加入率は、町会加入世帯数／総世帯数。
- ・なお、町会加入世帯数は、町会連合会からの数値、総世帯数は、住民基本台帳世帯数に基づく。

目標2 ～地域コミュニティの充実～

地域活動を活発化させ、5年間で、

- コミュニティ活性化プラン(※)を25校下(地区)町会連合会で策定
- コミュニティの活性化を図る取り組み(※)を150町会等、延べ270事業を実施

※地域コミュニティ活性化事業(2018年度新規事業)

校下(地区)町会連合会による活性化に向けたプランの策定及び校下(地区)町会連合会または単位町会による活性化に向けた先進的な取り組みに対して、市が支援する事業

○コミュニティ活性化プランの策定

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	(目標)合計
校下(地区)数	5校下(地区)	5校下(地区)	5校下(地区)	5校下(地区)	5校下(地区)	25校下(地区)

○コミュニティの活性化を図る取り組み

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	(目標)合計
町会等数	30町会等	30町会等	30町会等	30町会等	30町会等	150町会等
事業数	30事業	60事業	60事業	60事業	60事業	延べ270事業

第6 資料

1 金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会委員及び検討経過

1 金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会委員

◎は審議会会長、○は計画策定作業チーム長、網掛けは計画策定作業チームメンバー
(五十音順)

	氏名	肩書等	区分
	市村 絹江	金沢市青少年団体連絡協議会 副会長	地域団体
	浦上 光太郎	金沢市社会福祉協議会 会長	地域団体
	関戸 正彦	金沢市公民館連合会 会長	地域団体
◎	俵 希實	北陸学院大学 人間総合学部 社会学科学科長	学識経験者
	鶴山 雄一 (H30.1.1～小谷内陽平)	金沢青年会議所 副理事長	青年団体
	中田 明秀	公募委員	公募
	中村 大介	金沢市PTA協議会 副会長	地域団体
	鍋谷 有介	金沢市消防団連合会 副会長	地域団体
	野脇 格	金沢市町会連合会 副会長	地域団体
○	眞鍋 知子	金沢大学 人間社会研究域人間科学系 准教授	学識経験者
	水本 協子	かなざわご近所コラボプロジェクト 代表	市民活動団体
	室田 律子	公募委員	公募
	安嶋 弘子	金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長	地域団体
	山崎 圭亮	金沢まちづくり学生会議 代表	学生団体
	山田 正雄	金沢市商店街連盟 副会長	地域団体

2 金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会検討経過

日 程	検 討 内 容 等
6 月	○6/1 (木) 第1回金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会 ○6/29 (木) 計画策定作業会議 (第1回)
7 月	○町会長アンケート調査 (7/14～7/27)
8 月	○アンケート調査結果分析 (8月～10月)
10 月	○10/6 (金) 計画策定作業会議 (第2回)
11 月	○11/20 (月) 第2回審議会 (骨子案) ○パブリックコメント (11/27～12/26)
2 月	○2/15 (木) 第3回審議会 (計画案とりまとめ) ○2/23 (金) 市長に答申



第1回金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会の様子

2 町会長アンケート調査の概要と結果分析

(1) 概要

- ① 調査地域 金沢市内全地域
- ② 実施主体 金沢市及び金沢大学（受託研究）
- ③ 調査期間 平成29年7月14日（金）～7月27日（木）
※ただし、メ切後の最終9月4日到着分の回答も集計
- ④ 調査方法 郵送調査法（アンケート様式を郵送送付・回収、記入式）
- ⑤ 調査対象 金沢市内のすべての町会の町会長 1,360名
- ⑥ 回収率 調査票回収数は1,213通、回収率は89.2%

【参考】 前回、平成18年度（2006年度）は

1,209通回収、回収率90.4%

なお、前回質問した問については、右側に前回の集計結果を併記

(2) 結果分析

（金沢大学人間社会研究域人間科学系 眞鍋知子准教授 編集）

① 町会の現状について

規約（会則）のある町会が前回調査時よりも大幅に増加し、町会の制度化が進んでいる。一方で、個人情報保護の課題等から、世帯名簿を作成していない町会が2割存在する。

町会加入率は、加入率90%以上の町会が9割近くあり、高い水準を維持している。

町会の全世帯数は1世帯から1,080世帯に及ぶ。平均世帯数は111世帯となっており、町会といっても一括りにして捉えられない現状がある。前回調査と比較すると、1町会内の世帯数は全体的に減少傾向にある。

町会未加入者に対する対応について、直接住人に対し面談するなどして加入の働きかけを行っている町会は前回調査より増えたものの、結果として全く加入しなかったとする割合も増加した。

前回調査時からテーマとして浮上していた外国籍の住民と町会との関係については、町会加入世帯が大幅に増加している。しかし、外国籍の人が住んでいるかどうかかわからないという回答も増えており、町会の区域内に居住する住民の情報がますます得られにくくなっていることがうかがえる。

町会の区域の特徴としては、高齢者世帯が増え、子どもが減少しているという少子高齢化の進展を反映した結果となった。3割以上の町会で空き家が増えており、空き家か

ら町会費を集めている町会が3割弱存在する。

町会費は全世帯均一となっている町会が若干多く、その場合の平均値は月額945円である。集合住宅や事業所から町会費を集める割合が高い。

町会長の候補者の選定方法は前回調査とほとんど変わらない。町会長、副会長、会計に手当の出る町会は前回調査より増加している。これらの役職に40歳台までの若い年齢層がついている町会は少ない。

問3(3) 町会として世帯名簿を作っていますか。

	2017年	
	回答数	割合
1. はい	947人	78.3%
2. いいえ	263人	21.7%
合計	1,210人	100.0%

問3(1) 町会の加入率はおおよそどのくらいですか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 全戸加入	702人	58.5%	749人	62.6%
2. 90%以上	347人	28.9%	257人	21.5%
3. 70%以上90%未満	87人	7.3%	113人	9.4%
4. 50%以上70%未満	31人	2.6%	30人	2.5%
5. 30%以上50%未満	9人	0.8%	12人	1.0%
6. 30%未満	5人	0.4%	7人	0.6%
7. 把握していない	19人	1.5%	29人	2.4%
合計	1,200人	100.0%	1,197人	100.0%

問5 未加入者に、町会への加入を働きかけたことがありますか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. ある	464人	60.5%	478人	53.4%
2. ない	303人	39.5%	417人	46.6%
合計	767人	100.0%	895人	100.0%

問8(1) あなたの町会の区域に外国籍の方が居住していますか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 居住している	187人	15.9%	175人	14.6%
2. 居住していない	789人	67.2%	900人	75.3%
3. わからない	198人	16.9%	121人	10.1%
合計	1,174人	100.0%	1,196人	100.0%

問8(2) 【(1)で1と回答された方にうかがいます】

それらの世帯は町会に加入していますか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 全ての世帯が加入している	129人	69.7%	94人	55.6%
2. ある程度の世帯が加入している	19人	10.3%	18人	10.7%
3. あまり加入していない	11人	5.9%	14人	8.3%
4. まったく加入していない	26人	14.1%	43人	25.4%
合計	185人	100.0%	169人	100.0%

問9 町会の区域の特徴について、あてはまるものすべてを選んでください。(複数回答)

	回答数	割合
高齢者のいる世帯が多い	966人	80.7%
一戸建て住宅が多い	887人	74.1%
子どもが減っている	702人	58.6%
空き家が増えている	413人	34.5%
集合住宅（マンション、アパート）が多い	239人	20.0%
比較的新しく転居してきた住民が多い	171人	14.3%
人口が増加している	120人	10.0%
観光客が増えている	80人	6.7%
飲食店や小売店が多い	73人	6.1%
外国籍の住民が増えている	14人	1.2%
その他	56人	4.7%
合計	3,721人	

問11(1) 町会費を集める対象についてお聞きします。以下にあげるもので、町会費を集めているところはありますか。(複数回答)

	回答数	割合
集合住宅（マンション、アパート）	729人	64.3%
事業所（企業・商店等）	654人	57.7%
駐車場	323人	28.5%
空き家	314人	27.7%
空き地	123人	10.9%
該当なし	161人	14.2%
合 計	2,304人	

問13 町会長の候補者の選定方法はどれですか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
役員間の互選	133人	12.1%	130人	10.8%
推 薦	167人	15.2%	232人	19.3%
前会長の指名	88人	8.0%	61人	5.1%
輪番制	428人	39.0%	480人	39.9%
抽 選	33人	3.0%	31人	2.6%
ルート型	95人	8.7%	127人	10.6%
その他	154人	14.0%	142人	11.7%
合 計	1,098人	100.0%	1,203人	100.0%

② 集合住宅（マンション、アパート）との関係について

集合住宅と一戸建てが混在している町会が約7割あるが、そのうち集合住宅には町会費を納めてもらっているだけという町会が4割程度ある。集合住宅と「連携できてないが、きっかけがあれば連携したい」という町会も半数近くある。

問16 あなたの町会に集合住宅（マンション、アパート）はありますか。

	2017年	
	回答数	割合
1. 集合住宅なし	307人	26.4%
2. 集合住宅と一戸建て住宅がある	799人	68.6%
3. 集合住宅のみ	58人	5.0%
合 計	1,164人	100.0%

問17 【問16で2と回答された方にうかがいます】

集合住宅の住民と町会の関係はどのような関係ですか。町会内に複数の集合住宅がある場合は、あてはまるものすべてを選んでください。(複数回答)

	回 答 数	割 合
準会員として会費を納めるだけ	299人	37.8%
全世帯が原則として町会に加入	287人	36.3%
一部が任意で町会に加入	170人	21.5%
まったく関わりがない	116人	14.7%
町会には未加入だが、行事参加する人もいる	86人	10.9%
合 計	958人	

問18 【問16で2と回答された方にうかがいます】

集合住宅と町会の連携について、どのような状況ですか。町会内に複数の集合住宅がある場合は、あてはまるものすべてを選んでください。(複数回答)

	回 答 数	割 合
連携できていないが、きっかけがあれば連携したい	307人	48.0%
積極的とはまでは言えないが、役員同士が連絡を取っている	197人	30.8%
連携の必要性を感じない	125人	19.5%
管理組合と連携し、防災など地域課題解決に積極的に取り組んでいる	41人	6.4%
合 計	670人	

③ 町会の活動内容について

町会の活動で活発なものは、住民間の情報伝達や連絡となっている。そのほか、夜回りや伝統芸能の保存など、活動自体がない町会も多い。今後の地域課題として取り上げられることの多い高齢者等への支援活動にしても、2割の町会にはそのような活動は存在しない。

町会運営上の課題と問題点では、役員のなり手不足や役員の高齢化があげられている。この点は、前述したように町会に若い年齢層の役員がいない実態と符合する。

問19 あなたの町会では、次にあげる活動をどのくらい活発になさっていますか。a～kのそれぞれに次の1～5の中からあてはまるものを選んでください。(上段：回答数(人)、下段：割合(%))

	1 とても活発である	2 ある程度活発である	3 あまり活発ではない	4 まったく活発ではない	5 そのような活動はない	計
a 親睦・レクリエーション	157人 13.2%	599人 50.5%	258人 21.8%	61人 5.1%	111人 9.4%	1,186人 100.0%
b 環境美化	168人 14.2%	628人 53.0%	265人 22.4%	64人 5.4%	60人 5.0%	1,185人 100.0%
c 夜回り	107人 9.1%	171人 14.6%	172人 14.7%	109人 9.3%	612人 52.3%	1,171人 100.0%
d 防災訓練	83人 7.1%	402人 34.2%	389人 33.1%	126人 10.8%	174人 14.8%	1,174人 100.0%
e 地域安全	53人 4.5%	284人 24.2%	377人 32.1%	153人 13.1%	306人 26.1%	1,173人 100.0%
f 高齢者支援	46人 3.9%	311人 26.6%	442人 37.7%	136人 11.6%	237人 20.2%	1,172人 100.0%
g 募金活動	140人 11.8%	613人 51.9%	305人 25.8%	56人 4.7%	68人 5.8%	1,182人 100.0%
h 伝統芸能の保存継承	81人 6.9%	195人 16.6%	231人 19.7%	120人 10.2%	548人 46.6%	1,175人 100.0%
i 住民相互の連絡	352人 29.7%	643人 54.3%	144人 12.2%	17人 1.4%	28人 2.4%	1,184人 100.0%
j 情報の伝達(回覧)	502人 42.1%	591人 49.5%	84人 7.1%	6人 0.5%	10人 0.8%	1,193人 100.0%
k まちづくりの計画を考える	60人 5.1%	312人 26.4%	468人 39.6%	149人 12.6%	193人 16.3%	1,182人 100.0%

問21 以下にあげる町会運営上の課題と問題点について、あなたの町会ではいかがですか。

役員が高齢化している

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. そう思う	534人	45.0%	376人	31.8%
2. どちらかといえばそう思う	328人	27.6%	350人	29.7%
3. どちらかといえばそう思わない	156人	13.2%	247人	20.9%
4. そう思わない	169人	14.2%	208人	17.6%
合計	1,187人	100.0%	1,181人	100.0%

役員のなり手がいない

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. そう思う	554人	47.1%	527人	44.8%
2. どちらかといえばそう思う	390人	33.1%	421人	35.7%
3. どちらかといえばそう思わない	127人	10.8%	133人	11.3%
4. そう思わない	106人	9.0%	96人	8.2%
合計	1,177人	100.0%	1,177人	100.0%

④ 町会の役割と活性化について

町会の情報伝達は、活動内容のうちで最も活発にされている項目であったが、その代表的なツールが回覧板である。しかし、回覧板が回るのが遅いといった課題もあげられている。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、電子メールやホームページなどを使用している町会は現状ではまだ少ない。

町会の活性化に必要なものは、「リーダーとなる人材」、「若年層の地域参画」であり、市からの支援として、「財政支援」や「学生・若年層の地域参画支援」が望まれている。

問22 あなたの町会では、町会の情報を伝達するために、以下のような手段を利用されていますか。あてはまるものすべてを選んでください。（複数回答）

	回答数	割合
回覧板	1,133人	95.3%
掲示板	611人	51.4%
会員間の声かけ	372人	31.3%
広報誌・チラシ	283人	23.8%
電話連絡網	276人	23.2%
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	46人	3.9%
電子メール	42人	3.5%
ホームページ	19人	1.6%
電子回覧板	5人	0.4%
合計	2,787人	

問25(1) 町会の活性化に必要なものは何だと思えますか。3つまで選んでください。(複数回答)

	回答数	割合
リーダーとなる人材	739人	64.1%
若年層の地域参画	721人	62.5%
地域住民の意識啓発	601人	52.1%
財源の充実	252人	21.9%
施設の充実	167人	14.5%
町会区域の統合や再編	161人	14.0%
他の地域活動の情報	121人	10.5%
他の地域団体との連携	114人	9.9%
加入の増加	99人	8.6%
新たな活動の創出	87人	7.5%
市民活動団体との連携	29人	2.5%
その他	43人	3.7%
合 計	3,134人	

問25(2) 上記で選んだものを取り組むためには、市からどのような支援を望みますか。3つまで選んでください。(複数回答)

	回答数	割合
活動に対する新たな財政支援	367人	34.1%
学生・若い世代の地域参画支援	330人	30.7%
リーダー・コーディネート役養成	289人	26.9%
運営側の事務の簡素化・負担の軽減	284人	26.4%
活動場所となる施設提供・助成制度の充実	261人	24.3%
市職員の町会活動参加	222人	20.7%
町会の統合や再編への支援や導き	202人	18.8%
活動事例の紹介	201人	18.7%
有効な広報手段の導入支援	155人	14.4%
運営側のスタッフ増員支援	93人	8.7%
未加入者対策	83人	7.7%
市民活動団体の紹介やマッチング	35人	3.3%
外部の人材紹介・派遣支援	35人	3.3%
その他	67人	6.2%
合 計	2,624人	

⑤ 協働のまちづくりについて

すでに町会では地域のさまざまな団体・組織と、防災訓練や子どもの見守りといった具体的な課題で連携していることが明らかとなった。しかし、商店街、企業、ボランティア団体・NPO法人等の市民活動団体、学生団体、地域のサークルなどとの連携は強くない。

また、町会が地域で活動する団体や組織といわゆる協議会といった形を組織して、地域課題に対して連携して取り組んだ場合に「効果が望めそうである」との回答が6割近くあった。

問26(1) 町会では、どのような組織や団体等と連携して活動していますか。あてはまるものすべてを選んでください。(複数回答)

	回答数	割合
公民館	1,036人	87.4%
民生委員・児童委員	750人	63.3%
子ども会	677人	57.1%
地区社会福祉協議会	615人	51.9%
老人会	600人	50.6%
婦人会	599人	50.5%
学 校	528人	44.6%
自主防災組織	526人	44.4%
他の町会	434人	36.6%
寺社・教会	200人	16.9%
保育園・幼稚園・学童クラブ	158人	13.3%
農業・漁業・森林組合	96人	8.1%
企業	60人	5.1%
商店街・商工会議所・青年会議所など	48人	4.1%
地域のサークル	46人	3.9%
ボランティア団体・NPO法人・市民活動団体	32人	2.7%
学生団体	12人	1.0%
ロータリークラブ・ライオンズクラブ	9人	0.8%
その他	37人	3.1%
連携している団体はない	54人	4.6%
合 計	6,517人	

問26(2) (問26(1)について) それほどのような活動ですか。あてはまるものすべてを選んでください。
(複数回答)

	回 答 数	割 合
まちの防災対策の推進	711人	64.9%
まちの安全・安心の確保	680人	62.0%
生活環境の整備	640人	58.4%
地域福祉充実	567人	51.7%
子どもの育成環境整備	314人	28.6%
まちづくりの方向やルール策定	143人	13.0%
その他	70人	6.4%
合 計	3,125人	

問26(3) 町会が、地域で活動する団体や組織（地区社会福祉協議会、PTA、市民活動団体等）と、いわゆる協議会といった形を組織して、地域課題に対して連携して取り組んだ場合、効果が望めそうですか。

	2017年	
	回 答 数	割 合
1. そう思う	187人	16.0%
2. どちらかといえばそう思う	491人	42.1%
3. どちらかといえばそう思わない	174人	14.9%
4. そう思わない	109人	9.3%
5. わからない	207人	17.7%
合 計	1,168人	100.0%

⑥ 町会と地域福祉との関わりについて

町会運営上の課題と問題点として、「高齢者世帯の見守りなどの福祉的な課題が増加している」との項目について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計は6割を超えている。

問21 以下にあげる町会運営上の課題と問題点について、あなたの町会ではいかがですか。

高齢者世帯の見守りなどの福祉的な課題が増加している

	2017年	
	回答数	割合
1. そう思う	190人	16.2%
2. どちらかといえばそう思う	534人	45.6%
3. どちらかといえばそう思わない	312人	26.7%
4. そう思わない	134人	11.5%
合計	1,170人	100.0%

⑦ 金沢方式について

「金沢では地域の各種団体が、地元負担と地域主導、ボランティアによる組織運営を行っており、この運営方式は「金沢方式」と呼ばれている。この金沢方式の言葉を知っていますか」という問いに対して、「知っている」と回答したのは町会長のうち3割であった。

問31 金沢では、地域の各種団体が、地元負担と地域主導、ボランティアによる組織運営を行っており、この運営方式は「金沢方式」と呼ばれています。この「金沢方式」の言葉を知っていますか。

	2017年	
	回答数	割合
1. 知っている	386人	32.4%
2. 知らない	804人	67.6%
合計	1,190人	100.0%

⑧ 町会長自身について

女性の町会長は前回調査より増えたものの、4%にとどまる。町会運営上の課題として役員が高齢化していることがあげられていたが、実際に町会長は前回調査より高齢化している。町会長や副町会長、会計も含めた役職に従事している期間が前回調査より短くなっている。多くの町会で役員が輪番制となり、地域のリーダーを長くつとめる人がいない状況がうかがえる。

役員に報酬を支払っている町会が前回調査より増えていること、さらに、町会長の業

務には負担に見合うだけのなんらかの報酬があるべきだという意見も増えている。

町会長業務は責任が重く、負担が大きいという意見が多く、町会業務として負担に感じることには、「地域の苦情処理」や「地域要望のとりまとめ」という意見が多かった。

問32 あなた（町会長）の性別はどちらですか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 男性	1,147人	96.0%	1,181人	97.7%
2. 女性	48人	4.0%	28人	2.3%
合計	1,195人	100.0%	1,209人	100.0%

問33 あなたの年齢は何歳台ですか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 20歳台	1人	0.1%	3人	0.3%
2. 30歳台	23人	1.9%	21人	1.7%
3. 40歳台	92人	7.7%	98人	8.1%
4. 50歳台	231人	19.3%	343人	28.5%
5. 60歳台	550人	46.0%	522人	43.4%
6. 70歳台	276人	23.1%	205人	17.0%
7. 80歳台以上	22人	1.9%	12人	1.0%
合計	1,195人	100.0%	1,204人	100.0%

問37 あなたは今の町会で、町会長に通算でどれくらい従事されていますか。

	2017年	
	回答数	割合
1年未満	446人	38.9%
1年～2年	308人	26.8%
3年～4年	148人	12.9%
5年～10年	155人	13.5%
11年～15年	50人	4.3%
16年以上	41人	3.6%
合計	1,148人	100.0%

問38 あなたは今の町会で、町会の役職（町会長、副町会長、会計）に通算でどれくらい従事されていますか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1年未満	190人	16.6%	131人	10.9%
1年～2年	246人	21.5%	189人	15.8%
3年～4年	254人	22.2%	232人	19.4%
5年～10年	255人	22.2%	312人	26.0%
11年～15年	107人	9.3%	134人	11.2%
16年以上	94人	8.2%	200人	16.7%
合計	1,146人	100.0%	1,198人	100.0%

問32 あなたの町会において、町会長に対する手当について教えてください。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 手当あり	629人	54.8%	521人	44.2%
2. 手当なし	518人	45.2%	657人	55.8%
合計	1,147人	100.0%	1,178人	100.0%

問40 町会長の業務について、負担に見合うだけの、何らかの報酬があるべきとお考えですか。

	2017年		2006年	
	回答数	割合	回答数	割合
1. とてもそう思う	164人	14.4%	129人	11.0%
2. ややそう思う	327人	28.7%	302人	25.8%
3. あまりそう思わない	439人	38.6%	441人	37.7%
4. まったくそう思わない	209人	18.3%	299人	25.5%
合計	1,139人	100.0%	1,171人	100.0%

問41 町会長として携わる以下の個々の業務について、負担が大きいと感じますか。

a～nのそれぞれに、次の1～4の中からあてはまるものをお選びください。(上段：回答数(人)、下段：割合(%))

	1 とても負担に感じる	2 やや負担に感じる	3 あまり負担に感じない	4 まったく負担に感じない	計
a 市からの回覧・配布物	176人 15.4%	481人 42.2%	418人 36.6%	66人 5.8%	1,141人 100.0%
b 市以外からの回覧・配布物	170人 15.1%	444人 39.4%	447人 39.6%	67人 5.9%	1,128人 100.0%
c 道路や公園の清掃	67人 6.1%	351人 31.9%	601人 54.5%	83人 7.5%	1,102人 100.0%
d 祭り・運動会などの行事	226人 20.3%	438人 39.3%	376人 33.8%	73人 6.6%	1,113人 100.0%
e 地域要望のとりまとめ	195人 17.5%	458人 41.2%	409人 36.7%	51人 4.6%	1,113人 100.0%
f 募金活動	132人 11.8%	416人 37.1%	497人 44.3%	76人 6.8%	1,121人 100.0%
g 施設の管理	237人 21.0%	457人 40.6%	374人 33.2%	58人 5.2%	1,126人 100.0%
h 苦情処理	266人 23.7%	456人 40.5%	356人 31.6%	47人 4.2%	1,125人 100.0%
i 他団体との連携	83人 7.5%	362人 32.8%	584人 52.8%	76人 6.9%	1,105人 100.0%
j 防犯活動	68人 6.2%	329人 29.7%	627人 56.7%	82人 7.4%	1,106人 100.0%
k 防災活動	122人 10.9%	411人 36.9%	517人 46.4%	65人 5.8%	1,115人 100.0%
l 高齢者の見守り	91人 8.4%	323人 29.7%	580人 53.3%	93人 8.6%	1,087人 100.0%
m 高齢者のごみ出し	98人 9.0%	278人 25.6%	589人 54.2%	122人 11.2%	1,087人 100.0%
n 高齢者への除雪支援	122人 11.3%	306人 28.4%	529人 49.2%	119人 11.1%	1,076人 100.0%

3 地域団体等からの意見

～金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会における各団体からの意見～

1 組織の現状について

- 小中学校の統廃合のなかで、地域コミュニティと公民館をどう考えていくかが課題である。
- 人材が重要で、地域の核となるリーダーが必要である。
- 地域福祉がうまくいっている地域は、町会活動がしっかりしている地域と重なる。
- 現実の悩みとして、会員数の確保と、役員のなり手不足がある。
- 時勢に合わせて組織のシステムを変革させていかないといけないが、役員の任期が短いなどのために、変革がしにくい組織上の課題がある。
- 町会の名簿を作らないことが、地域コミュニティの衰退の一因とを感じる。
- 様々な地域団体が連携して地域課題に取り組む協議会組織が向いている地域があれば、モデル的に立ち上げてみるとよい。

2 支える職員及び財源について

- 60ある公民館については、エリアや規模の差があるものの、今後の人口減少により公民館の運営をどうするか、財源の確保が課題である。
- 少ない町会費で、予算を組むのは大変である。
- 組織を運営するには人と金が必要。どのようにやっていくか、働きがいを作っていくか。地域の負担を入れながらも、どのようにして負担を軽減するかを考える必要がある。
- 公民館主事や町連の事務職員は、他の地域団体等と連携をとる余裕がないのではないかと。各種地域団体で働く人の負担は大きいと思うし、働く人の負担を解消するのもコミュニティの活性化につながる。
- 今後、地域コミュニティを支える役員の高齢化は、やむを得ない。高齢者が活躍できる場として、町会運営があるのではないかとと思う。

3 集合住宅について

- 一軒家が減り、集合住宅が増え、町会に加入しない人が増えている。
- 集合住宅では大家が町会費を納めるが、町会行事に参加する集合住宅の入居者はゼロに近い。

4 空き家対策について

- 空き家が子どもの遊び場となり、さらに、周りも空き家なので注意する人もいない状況。火遊びによる火災の心配なども危惧され、治安上もよくない。
- 地域コミュニティの推進の施策のなかで、空き家の活用を考えられないか。

5 若者と地域コミュニティの関わりについて

- 社会体育大会、ソフトボール大会などに学生が参加不可というルールがあった。地域に若い方が来ることを歓迎する仕組みづくりが必要である。
- アパート暮らしで、家賃には町会費が含まれているが、回覧板などは回ってこない。
- 昔、下宿があった頃のように、学生と住民の交流を進めたいと思っている。学生に町会活動に参加していただいて大学生生活の思い出を作ってもらいたい。
- 実際に地域のアパートに誰が住んでいるのか分からないといった個人情報の問題がある。
- まちなかに若い人が住んでもらえるような施策とコミュニティ施策とを結びつけられないか。
- 若い方が地域参画するきっかけづくりやリーダーとなる人材の育成施策が必要。

6 市民活動団体との連携について

- 市民活動団体を運営しているが、地域からは、まちづくりは各種の地域団体のみが行うものという対応をされたことがあった。地域団体と市民活動団体とが、一緒に金沢を良くしようという共通認識で連携した方がよい。

7 市との協働について

- これからは地域においては、各種の地域団体が総力戦で様々な課題に立ち向かわなければならぬ。また、市のほうも各関係部局が、総力戦で取り組んでいく必要がある。

8 金沢方式の強みや広報強化について

- 他地域から来た人は金沢方式の仕組みや、その良さについて知らないから、行政がやるべきものを、なぜ税金以外に負担しなければならないのかという話をする。
- 金沢方式についてもっと理解できるようPRすべき。
- 金沢の消防団は全国的にも特殊である。金沢方式がその存在価値であるといえる。
- 金沢方式の公民館の凄さを他県の状況を見て実感した。先進的で良い部分を長所として生かせばよい。

9 その他

- まちなかのお店が、以前に比べて少なくなり、それにより、地域の草の根的な情報を集めて発信したり、人と人との交流を促すような店や商店主が少なくなった。商店街が頑張っ
て、地域コミュニティの受け皿になると良いと思う。



4 金沢市地域コミュニティ活性化推進条例（全文）

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例

平成29年3月27日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的な施策等（第7条－第15条）

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第16条－第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、本市における地域コミュニティの活性化の推進について、基本理念を定め、並びに市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 町会その他の地域団体 地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるものをいう。
- (3) 地域活動 住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (4) 集合住宅 マンション、アパート、寄宿舍、長屋等の建築物をいう。

（基本理念）

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりには地域コミュニティが重要であるという基本的認識の下に行われるものとする。

2 地域コミュニティの活性化の推進は、地域コミュニティの活性化の主体が当該地域の住

民自身であるという認識の下に、その自主的な取組を基本として行われるものとする。

3 地域コミュニティの活性化の推進は、市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われるものとする。

4 地域コミュニティの活性化の推進は、市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）その他多様な主体の活動との連携及び調和を図りつつ、行われるものとする。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（地域住民及び町会その他の地域団体の役割）

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性についての認識を深めるとともに、相互の交流を通して連帯意識を醸成し、自主的に地域コミュニティの活性化の推進を図るよう努めるものとする。

2 地域住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、それぞれが居住する区域の町会その他の地域団体の地域活動に参加するよう努めるものとする。

3 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、誰もが参加しやすい開かれた地域活動の実施、当該地域活動への参加の呼びかけ等を通じて、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者が地域コミュニティの重要性についての認識を深めることができるよう努めるものとする。

4 地域住民及び町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、本市が実施する地域コミュニティの活性化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する地域コミュニティの活性化の推進に関

する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的な施策等

(地域コミュニティ活性化推進計画の策定)

第7条 市長は、地域コミュニティの活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下この条において「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めるものとする。

2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関する目標
- (2) 地域コミュニティの活性化を推進するための施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか地域コミュニティの活性化を推進するために必要な事項

3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地域コミュニティ活性化推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画を変更する場合について準用する。

(相談体制の整備)

第8条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、町会その他の地域団体と連携しながら、地域コミュニティの活性化の推進に関する相談体制の整備を図るものとする。

(普及啓発)

第9条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進についての地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。

(人材等の育成)

第10条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、地域コミュニティの活性化を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。

(集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進)

第11条 市長は、集合住宅の住民が地域社会を構成する一員であり、当該住民を含む地域住民相互の連帯意識の醸成を図る必要があることから、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成（町会その他の地域団体を設立し、又は集合住宅の存する区域における既存の町会その他の地域団体に加わることをいう。次条第1項において同じ。）の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。

(集合住宅の建築主による連絡担当者の選任等)

第12条 集合住宅の建築主は、新たな集合住宅（規則で定める集合住宅に限る。）の建築を

行おうとするときは、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について当該集合住宅の住民、既存の町会その他の地域団体又は市との間の連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体に対し、その届出に係る情報の提供を行うものとする。

(町会その他の地域団体の地域活動に関する情報の提供)

第13条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該住宅の存する区域における町会その他の地域団体の地域活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(援助)

第14条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため必要があると認めるときは、地域コミュニティの活性化の推進に関する専門的な知識を有する者の派遣その他の技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第15条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(地域コミュニティ活性化推進審議会)

第16条 地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティ活性化推進審議会(次条及び第18条において「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、この条例に規定する事項その他の地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、地域コミュニティの活性化の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、地域コミュニティの活性化の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4章 雑 則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例（平成20年条例第2号）は、廃止する。



金沢市地域コミュニティ活性化推進計画

平成30(2018)年2月 策定
平成31(2019)年2月 改定
令和2(2020)年2月 改定
令和3(2021)年2月 改定
令和4(2022)年2月 改定
令和4(2022)年5月 改定
令和4(2022)年10月 改定

発行 金 沢 市

編集 市民局市民協働推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2026 FAX 076-260-1178
kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

